

教職課程の基準に関する検討事項について

平成30年12月17日
中央教育審議会初等中等教育分科会
教員養成部会課程認定委員会

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について

〔教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）4-9(1)による中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目の共通開設〕

2. 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組みについて